

新	旧	備 考
富山県介護員養成研修実施要綱 第 1 条～第 1 4 条（略） （調査及び指導） 第 1 5 条 知事は、適正な研修事業実施のため必要があると認めるときは、事業者には照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。 2 事業者は、前項における知事の求めに対し、正当な理由のない限り、これを拒むことはできない。 3 知事は、研修の運営又は実施状況等について適当ではないと認めるときは、事業者に対して必要な改善を指導するものとする。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を求めることができる。この場合においては書面にて前もって通知することとする。 4 第 1 項に規定する実地調査を行う場合においては、当該調査を行う職員は、身分を証する検査証（様式第 1 6 号）を携帯するものとする。 （指定の取消し） 第 1 6 条 知事は、事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、政令第 3 条第 2 項の規定に基づき、事業者としての指定を取り消すことができる。 (1) 第 2 条別紙 1 に掲げるいずれかの要件に正当な理由なく該当しなくなったとき (2) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき (3) 虚偽の申請、報告等を行ったとき (4) 前条に定める照会、報告、調査又は指導に正当な理由なく応じないとき (5) その他、政令、省令、告示、通知又は本要綱の規定に違反するとき (6) 不適正な行為によって、著しく信用を失墜させ、事業者としての適格性を欠くとき 2 前項の指定取消を行う場合には、聴聞の手続をとるものとする。 3 知事は、第 1 項の規定による指定取消を行った場合には、事業者に対し、その旨を通知するものとする。	富山県介護員養成研修実施要綱 第 1 条～第 1 4 条（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	調査権限及び中止権限を規定 指定取消権限を規定

第17条 この要綱に定めるもののほか、養成研修の実施に関し、必要な事項は別に定める。 附 則 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。 ただし、介護職員初任者研修の実施は、平成25年4月1日からとする。 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年3月8日から施行する。 附 則 この要綱は、令和7年5月28日から施行する。 別紙1（第2条関係）（略） 別紙2（第4条及び第5条関係）（略）	第15条 この要綱に定めるもののほか、養成研修の実施に関し、必要な事項は別に定める。 別紙1（第2条関係）（略） 別紙2（第4条及び第5条関係）（略）	規定繰り下げ
--	--	---------------